

様式第1号(第3条関係)

(表)

決定者	検討者	検討者	起案責任者
-----	-----	-----	-------

<p>道路工事 施行変更 承認申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>豊田市長 様</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名</p> <p>連絡先 氏名</p> <p>電話</p>			
施行場所	豊田市 (地先)		
	市道 線		
施行目的			
構造			
数量			
工事実施方法及び施行者名			
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
変更の理由	前承認番号		年 月 日
	豊土管(承)発第		号
承認の条件	別記のとおり		
調査意見			
承認年月日	年 月 日	承認番号	豊土管(承)第 号

添付書類

- 1 付近見取図
- 2 平面図
- 3 縦・横断面図
- 4 設計書及び仕様書
- 5 工作物の構造図
- 6 現況写真

(裏)

条 件

- 1 工事を施行しようとするときは、あらかじめ豊田市長に届け出てその指示を受けて下記の道路工事施行承認標識を設置し、施行すること。
- 2 工事中は工事標識を設け、さらに夜間は赤色灯を設け、交通事故が起きぬよう特に注意すること。
- 3 工事が終了したときは、豊田市長に届け出て検査を受けること。
- 4 前項の検査後は、道路敷に設けた工作物、物件又は施設を豊田市に帰属させること。
- 5 官民境界を明らかにするため、市役所（担当課）の職員の立会いの上、コンクリート杭を設置すること。
- 6 工事に関する一切の費用は、申請者の負担とすること。
- 7 器材その他土砂等を道路敷上に放置するなど、交通に支障を与える行為をしないこと。
- 8 工事中に他の構造物を破損した場合は、市役所（担当課）に連絡の上速やかに造り替えること。
- 9 工事着手前及び完成後の道路、保安設備並びに工事施行標識の写真並びに各工種の断面を数字的に判明できる写真を提出すること。
- 10 工事の施行は、この申請の際に添付して提出した仕様書によるほか、次の事項によること。
 - (1) コンクリート配合及び打設に当たっては、市役所（担当課）の職員の指示を受け、打設後は十分養生すること。
 - (2) 盛土は十分つき固め、工事完成後沈下が発生しないように施行し、後日破損が甚だしい場合は、その手戻工事を施行すること。
 - (3) 側溝流末は、流水により法面を損傷させぬよう処置すること。
 - (4) 土砂の搬出、搬入等に当たっては、市道における交通に支障とならぬよう十分注意すること。なお、搬出、搬入等により路面を汚染した場合は、申請者において即時清掃すること。
 - (5) この工事において交通に著しく支障を与える行為があったとき、工事の施工目的を変更したときなど、豊田市長が道路維持上必要と判断した場合には、条件を追加し、又は変更することがあるので、これに従うこと。
 - (6) 豊田市施行の工事に支障ある場合は、即時移転すること。
- 11 その他不明な点については、その都度市役所（担当課）の職員と協議すること。
- 12 警察の道路使用許可を得ること。

← 50cm →	
道 路 工 事 施 行 承 認 標 識	
申請者	住 所
	氏 名
承認年月日	年 月 日
承認番号	豊 発第 号
施行目的	
施行構造	
施行数量	
工事期間	自 年 月 日
	至 年 月 日
	豊 田 市
	60 cm

(表)

道路工事 施行変更 承認書 年 月 日 申請者 住所 氏名 連絡先 氏名 電話	
施行場所	豊田市 (地先) 市道 線
施行目的	
構造	
数量	
工事実施方法及び施行者名	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更の理由	前承認番号 年 月 日号 豊土管 (承) 発第 号
承認の条件	別記のとおり

豊土管 (承) 発第 号
年 月 日

上記のとおり承認する。

豊田市長 太田 稔彦

(裏)

条 件

- 1 工事を施行しようとするときは、あらかじめ豊田市長に届け出てその指示を受けて下記の道路工事施行承認標識を設置し、施行すること。
- 2 工事中は工事標識を設け、さらに夜間は赤色灯を設け、交通事故が起きぬよう特に注意すること。
- 3 工事が終了したときは、豊田市長に届け出て検査を受けること。
- 4 前項の検査後は、道路敷に設けた工作物、物件又は施設を豊田市に帰属させること。
- 5 官民境界を明らかにするため、市役所（担当課）の職員の立会いの上、コンクリート杭を設置すること。
- 6 工事に関する一切の費用は、申請者の負担とすること。
- 7 器材その他土砂等を道路敷上に放置するなど、交通に支障を与える行為をしないこと。
- 8 工事中に他の構造物を破損した場合は、市役所（担当課）に連絡の上速やかに造り替えること。
- 9 工事着手前及び完成後の道路、保安設備並びに工事施行標識の写真並びに各工種の断面を数字的に判明できる写真を提出すること。
- 10 工事の施行は、この申請の際に添付して提出した仕様書によるほか、次の事項によること。
 - (1) コンクリート配合及び打設に当たっては、市役所（担当課）の職員の指示を受け、打設後は十分養生すること。
 - (2) 盛土は十分つき固め、工事完成後沈下が発生しないように施行し、後日破損が甚だしい場合は、その手戻工事を施行すること。
 - (3) 側溝流末は、流水により法面を損傷させぬよう処置すること。
 - (4) 土砂の搬出、搬入等に当たっては、市道における交通に支障とならぬよう十分注意すること。なお、搬出、搬入等により路面を汚染した場合は、申請者において即時清掃すること。
 - (5) この工事において交通に著しく支障を与える行為があったとき、工事の施工目的を変更したときなど、豊田市長が道路維持上必要と判断した場合には、条件を追加し、又は変更することがあるので、これに従うこと。
 - (6) 豊田市施行の工事に支障ある場合は、即時移転すること。
- 11 その他不明な点については、その都度市役所（担当課）の職員と協議すること。
- 12 警察の道路使用許可を得ること。

← 50cm →	
道路工事施行承認標識	
申請者	住所 氏名
承認年月日	年 月 日
承認番号	豊 発第 号
施行目的	
施行構造	
施行数量	
工事期間	自 年 月 日 至 年 月 日
豊 田 市	
60 cm	